

現行

逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例 第 30 条 別表第 1

種別	取扱区分		処理手数料
一般廃棄物（し尿を除く。）の処理	(1) 市長が収集、運搬及び処分するとき。	一般廃棄物処理計画に定める燃やすごみ及び不燃ごみ	第 23 条の 2 の規定により使用する指定収集袋の種類ごとに次に定める金額 ア 容量が 5 リットル相当の指定収集袋 1 枚につき 10 円 イ 容量が 10 リットル相当の指定収集袋 1 枚につき 20 円 ウ 容量が 20 リットル相当の指定収集袋 1 枚につき 40 円 エ 容量が 40 リットル相当の指定収集袋 1 枚につき 80 円
		粗大ごみ（一辺の長さが 50 cm 以上で大型素合ごみ以外のものをいう。）	1 個につき 600 円
		大型粗大ごみ（規則で定めるものをいう。）	1 個につき 1,200 円
	(2) 市長の指定する場所へ搬入するとき。		10 キログラムにつき 250 円 。ただし、搬入重量が 10 キログラム以下のときは一律 250 円 とする。

逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例 第 31 条 別表第 2

種別	取扱区分	処分費用
産業廃棄物	市長の指定する場所へ搬入するとき。	10 キログラムにつき 240 円 。ただし、搬入重量が 10 キログラム以下のときは、一律 240 円 とする。

改正後

逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例 第30条 別表第1

種別	取扱区分		処理手数料
一般廃棄物（し尿を除く。）の処理	(1) 市長が収集、運搬及び処分するとき。	一般廃棄物処理計画に定める燃やすごみ及び不燃ごみ	第23条の2の規定により使用する指定収集袋の種類ごとに次に定める金額 ア 容量が5リットル相当の指定収集袋1枚につき10円 イ 容量が10リットル相当の指定収集袋1枚につき20円 ウ 容量が20リットル相当の指定収集袋1枚につき40円 エ 容量が40リットル相当の指定収集袋1枚につき80円
		粗大ごみ（一辺の長さが50cm以上で大型素合ごみ以外のものをいう。）	1個につき600円
		大型粗大ごみ（規則で定めるものをいう。）	1個につき1,200円
	(2) 市長の指定する場所へ搬入するとき。		10キログラムにつき 350円 。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは一律 350円 とする。

逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例 第31条 別表第2

種別	取扱区分	処分費用
産業廃棄物	市長の指定する場所へ搬入するとき。	10キログラムにつき 350円 。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは、一律 350円 とする。

参考 逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例〈抜粋〉

第 30 条 市長は、一般廃棄物(し尿を除く。以下この条において同じ。)の処理手数料の額を、別表第 1 のとおり徴収する。

2 前項の処理手数料の額の算定の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項の処理手数料の全部又は一部を免除することができる。ただし、第 1 号から第 6 号までにおいて 2 以上の規定に該当するときは、いずれか一つの規定のみに該当するものとする。

- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)により生活扶助を受けている世帯が一般廃棄物を排出するとき 全部又は一部免除
- (2) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に障害の程度が 1 級又は 2 級と記載されている者が属し、かつ、市民税が非課税の世帯が第 23 条の 2 第 1 項の規定により一般廃棄物を排出するとき 全部又は一部免除
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に障害の程度が 1 級と記載されている者が属し、かつ、市民税が非課税の世帯が第 23 条の 2 第 1 項の規定により一般廃棄物を排出するとき 全部又は一部免除
- (4) 神奈川県療育手帳制度実施要綱(昭和 49 年 2 月 1 日適用)の規定により交付を受けた療育手帳に障害の程度が A1 又は A2 と記載されている者が属し、かつ、市民税が非課税の世帯が第 23 条の 2 第 1 項の規定により一般廃棄物を排出するとき 全部又は一部免除
- (5) 児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)により児童扶養手当の支給を受けている者が属する世帯が第 23 条の 2 第 1 項の規定により一般廃棄物を排出するとき 全部又は一部免除
- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)により特別児童扶養手当の支給を受けている者が属する世帯が第 23 条の 2 第 1 項の規定により一般廃棄物を排出するとき 全部又は一部免除
- (7) 天災又は火災等の災害を受けた者が当該災害による一般廃棄物を市長の指示する場所に搬入するとき 全部又は一部免除
- (8) 営利を目的としない団体又は個人が道路、公園その他の公共の場所の清掃による一般廃棄物を適正に分別し、市長が別に指定し配付する収集袋を使用し、市長が収集及び運搬する際に所定の場所に排出するとき 全部免除
- (9) 一般家庭が次に掲げる一般廃棄物をそれぞれ他の一般廃棄物と分別し、透明又は半透明の袋に収納し、市長が収集及び運搬する際に所

定の場所に排出するとき 全部免除

ア 草、葉及び植木ごみ

イ 紙おむつを使用する者の使用済紙おむつ

ウ 市長が別に定める有害ごみ

(10) その他市長が特別の理由があると認めるとき 全部又は一部免除

4 前3項に定めるもののほか、処理手数料の徴収について必要な事項は、規則で定める。

(平10条例14・平11条例35・平26条例22・平30条例11・一部改正)

(産業廃棄物の処分費用)

第31条 法第13条第2項の規定に基づく産業廃棄物の処分に要する費用の額は、別表第2のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、産業廃棄物の処分に要する費用の徴収については、前条第2項及び第4項の規定を準用する。

(平10条例14・平30条例11・一部改正)